

平成29年9月5日

みどり市議会
議長 金子 實 様

みどり市議会改革調査特別委員会
委員長 古田島 和茂

調 査 報 告 書

みどり市議会では、議会の活性化を図り、市民の声を反映できる開かれた議会を目指した議会改革を行うために、平成24年3月に「みどり市議会基本・倫理条例策定等特別委員会」を設置し、みどり市議会基本条例とみどり市議会議員政治倫理条例を策定した。

そして、平成27年6月に、「議会改革調査特別委員会」を設置し、特別委員会内に「みどり市議会構成等検討部会」、「みどり市議会基本・倫理条例等推進部会」、「uーみどり推進部会」を設け、専門的に協議を行ってきた。

みどり市議会構成等検討部会では、これまで会議と行政視察を実施し、全国や県内の市議会の議員定数や政務活動費等の現状を調査した。また、意見集約として、みどり市議会内でのアンケート調査を実施した。

みどり市議会基本・倫理条例等推進部会でも会議と行政視察を実施し、みどり市議会基本・倫理条例について検討を重ねてきた。

uーみどり推進部会では、すでにその提案によりタブレット型端末機の導入を実現し、みどり市議会活動のペーパーレス化に寄与しており、さらなる検討を重ねた。

これら3部会の活動により、この度一定の方向付けができ、提言事項もまとまったため、本委員会の調査事項について下記のとおり報告する。

1 議員定数について

(1) 結果

議員定数を現行の20人から18人とする。

(2) 経過・理由

みどり市の議員定数は、平成23年度に22人から20人に削減し、平成18年3月に合併した当時の議員数43人と比較すると23人削減されている。しかし、

現在の社会情勢や本市における財政状況と、今後の地方交付税の合併算定替終了及び行財政改革の動向、議員活動の評価等を総合的に勘案すると、議員定数を見直す必要がある。

議会内のアンケート調査の結果、定数を削減するという回答が過半数を超え、回答の平均は18人であった。定数削減に反対の意見もあったが、2人減の18人とする意見が多数であり、本会議での採決を考えた場合、議長を除いた議員数は奇数であることが議会運営の面からも好ましいため、18人とした。

2 政務活動費について

(1) 結果

政務活動費を、次回改選時まで現行の月額1万円とし、改選時に合わせて政務活動費を廃止し、議員報酬について熟慮する。

(2) 経過・理由

議会内のアンケート調査の結果では、増額（平均値月額2万3千円）するという声が多かった。議員の質を高め、行政施策に関する政策研究や市民への広報・広聴活動をするためには、現行の政務活動費では不足が生じているという意見も出された。しかしながら、全国的に政務活動費に関する不祥事が相次ぎ、政務活動費の内容とその活動については、市民の理解が得られにくいという現状がある。それらを踏まえ、政務活動費の内容とその活動については、市民の理解を求めていく必要があることから、次回改選時まで現行の月額1万円とする。

また、市議会議員の立候補者が少なく、特に若い人の立候補者が少ないということは、議員専業で活動するには、報酬が不足しているということも一因と考えられる。若い人が市議会議員となり、専業として議会活動をするほか、地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行うためには、議員報酬を上げることも必要である。

よって、次回改選時における議員定数の削減とともに政務活動費を廃止し、議員報酬について熟慮する。

3 公聴会について

(1) 結果

公聴会についてはパブリックコメントも検討する。

(2) 経過・理由

議員定数や政務活動費については、市民の意向を把握し、丁寧に議論を進めることが必要である。議会基本条例では、参考人制度及び公聴会制度を十分活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情に合った定数を検討することが定められている。公聴会については、平成28年2月に東京都小金井市議会へ行政視察を

実施し研修を行ったが、広く市民の意向を把握するためには、パブリックコメントで意見を寄せてもらうという手段も一つの方法であるという意見が多かった。

議員定数や、政務活動費について最終的な結論を出すにあたり、市民の意見を聞くためのパブリックコメントを検討し、丁寧に議論を進めることが望ましい。

4 みどり市議会基本条例、みどり市議会議員政治倫理条例の条文解釈と整理について

(1) 結果

みどり市議会基本条例、みどり市議会議員政治倫理条例の改正は行わず、現行のままとする。

(2) 経過・理由

協議の経過では、条例の改正だけでなく逐条解説の作成や申し合わせ事項の作成など、様々な提案により検討を重ねた。しかしながら、各議員の認識が異なっている中では形を変えても問題は解決しないことから、拙速に条例を改正するのではなく、議員の申し合わせにより条文解釈の共通認識を図ることが必要ととらえ、今回は各条例の改正を行わないこととした。

5 タブレット型端末機によるペーパーレス化の推進について

(1) 結果

会議資料等のペーパーレス化を今後も推進する。

(2) 経過・理由

会議資料をペーパーレス化することは、事務の軽減や、作成に要する用紙代や不要になった資料の廃棄費の軽減につながり、省資源化の推進、さらには大きな意味での地球温暖化の抑制に寄与することとなる。また、議員活動を円滑にし、開かれた議会を推進するため、膨大な会議資料の整理・保存を簡便にし、会議資料の携帯性を向上させることが必要である。

本議会では、平成26年6月定例会よりタブレット型端末機を導入し、ペーパーレス化を図ってきた。平成27年9月よりクラウド型の文書共有システムを導入し、委員会協議会、全員協議会資料においてはペーパーレス化を実現している。

今後は対象会議の拡大など、引き続きペーパーレス化を推進していく。